

事業用自動車の運行の安全確保の再徹底について

中国運輸局自動車技術安全部

事業用自動車の運行の安全については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、平成30年に入り、中国運輸局管内に所属する事業用自動車に関係する重大事故が連続して発生しています。

重大事故の概要は 別紙 のとおりです。

事業者各位におかれましては、運行管理及び運転者教育の確実な実施等について下記のとおり再度徹底していただき、安全意識の向上を図り安全運行に万全を期すようよろしくお願いいたします。

記

1. 点呼の実施並びに乗務員の健康状態及び過労状態の把握を確実に行うという、安全確保の原点である運行管理業務を再確認し、徹底すること。
2. 運転者に対して制限速度の遵守や、運転中の携帯電話等の使用の禁止など、法令遵守を徹底させることはもちろんのこと、運転者教育については、ドライブレコーダーの映像を活用する等効果的な指導方法を工夫し実施すること。
3. 運転者に対し高齢者の事故の増加が社会的問題となっていることを理解させ、運行にあたっては、高齢歩行者、高齢自転車利用者、高齢自動車運転者に十分配慮させるとともに、自らが高齢の運転者に対しては、適性診断の結果等により自身の運転の特性を十分に認識した運転を心掛けさせること。

中国運輸局管内事業用自動車事故概要(平成30年1月以降発生事故の抜粋)

別紙

発生日	管轄支局	事故の種類	死傷者	事故の概要	業態
H30.5.3	鳥取県	衝突	死者1名	交差点において右折を開始したところ、対向車線より直進して来たオートバイとバスの左側面が衝突したものの。	乗合
H30.4.7	広島県	死傷	重傷1名	道路の左側より、携帯電話で話しながら小走りで道路を横断していた歩行者に気付かず、はねたもの。	乗用
H30.3.30	山口県	救護義務違反	重傷1名	右側より道路を横断していた歩行者に気付き、急制動とハンドル操作で回避しようとしたが間に合わず、はねたもの。その後、救護義務を怠り、警察に検挙された。	乗用
H30.3.27	島根県	死傷	死者1名	横断歩道の無い箇所を道路を横断していた歩行者をはねたもの。現場はやや見通しが悪く、街灯からも距離があった。	乗用
H30.3.24	岡山県	死傷	重傷1名	道路前方右側より道路を横断していた歩行者を発見し、急制動をかけたが間に合わず、はねたもの。	乗用
H30.3.21	岡山県	転落	死傷者なし	タクシーが乗客3名を乗せ交差点で右折した後、対向車が接近していることに気付き、左側に寄ったところ、用水路に転落したもの。事故発生当時、夜間で雨天であった。	乗用
H30.3.9	広島県	死傷	死者1名	対向の乗用車とすれ違った直後、センターライン付近を自転車を押して歩いていた歩行者に気付くのが遅れ、はねたもの。	貨物
H30.2.23	山口県	救護義務違反	死者1名	渋滞中の道路において、再発進したところ、トラックの前を横切っていた歩行者をはねた。その際当該車両の運転者は事故に気付かず、救護義務を怠り、歩行者は更に後続の車両にもはねられたもの。	貨物
H30.2.20	広島県	死傷	重傷1名	信号の無い横断歩道を横断中の歩行者に気付くのが遅れ、はねたもの。	貨物
H30.2.8	広島県	死傷	死者1名	横断歩道の無い箇所で、手押し車を押して道路を横断していた高齢者をはねたもの。	乗用
H30.1.31	広島県	衝突	軽傷34名	乗合バスが乗客43名をの乗せ運行中、交差点において右折を開始したところ、対向車線から右折を開始した回送中の乗合バスと正面衝突した。相手方のバスには更にオートバイが追突した。	乗合
H30.1.30	広島県	酒気帯び	死傷者なし	左側の車線を走行していた乗用車と接触し、そのことに気付かず運行を継続し、その後警察に当て逃げにより逮捕された。その際、酒気帯び状態であることが発覚したもの。	貨物
H30.1.10	山口県	死傷	重傷1名	信号機の無い横断歩道を横断していた自転車に気付くのが遅れ、はねたもの。	乗用